

工事の発注見通しに関する事項の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第7条の規定による公共工事の発注の見通しに関する事項について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条及び第6条の規定により、次のとおり公表します。

岡山県西南水道企業団

令和2年4月14日

1. 公表事項
 - (1) 工事名称
 - (2) 工事場所
 - (3) 工事期間
 - (4) 工事種別
 - (5) 工事概要
 - (6) 入札及び契約方法
 - (7) 発注時期

2. 公表対象工事
令和2年度に発注することが見込まれる建設工事等
ただし、予定価格が250万円を超えないと見込まれるものは除きます。

3. 公表の方法
本企业団ホームページ上に掲載します。

4. 公表期間
1年間

5. 公表内容の変更及び追加
令和2年10月1日を目途に、変更または追加工事を公表します。